

共済年金を受給している皆様へ

平成 27 年 10 月 1 日に被用者年金制度が一元化され、共済年金は厚生年金保険制度に統合されました。このことに伴う、共済年金を受給している皆様への影響についてご案内します。

変更がない部分

1. 従来どおり、共済組合が共済年金をお支払いします。
2. 年金額は変わりません。
3. 年金証書はそのまま有効ですので、大切にお持ちください。
4. 共済年金については、共済組合がお手続きの窓口となります。
共済年金の受取金融機関の変更、扶養親族等申告書の提出、共済年金の年金証書の再交付など、共済年金に係る諸手続は共済組合で承ります。
5. 一元化前に遺族認定された障害をお持ちのお子様は、権利がある遺族として変更ありません。
転給制度の廃止により、次順位者は遺族としての権利を失いますが、お子様は配偶者と「同順位」にあたるため、遺族としての権利は失いません。

変更がある部分

1. 働きながら退職共済年金を受給されている方の支給停止額が変わります。
詳細は[年金受給者だより \(No.84\)](#) の 6 ページから 10 ページ、11 ページ下段をご覧ください。
2. 障害共済年金の在職中の支給停止が緩和されます。
詳細は[年金受給者だより \(No.84\)](#) の 5 ページをご覧ください。
3. 65 歳未満の特別支給の退職共済年金の受給者の方は、65 歳以降は「老齢厚生年金」をお支払いします。
老齢厚生年金には、共済年金特有の職域年金相当部分が含まれていませんが、職域年金相当部分に係る年金として「経過的職域加算額」を別途お支払いします。したがって、お支払いする年金水準に変更はありません。